

第8節 今後の課題と方向

府域の環境問題を概括すると、自動車による騒音や排出ガスによる大気汚染をはじめ、生活排水による河川等の水質汚濁や廃棄物問題など、日常生活に起因する都市・生活型公害の克服が重要な課題であり、一方、豊かでうるおいのある緑や水辺に代表される快適空間や美しい景観の創造、さらには、省資源・省エネルギー、リサイクル社会の構築など、より質の高い環境と環境にやさしい社会の実現が求められている。また、地球の温暖化やオゾン層の破壊などの地球的規模の環境問題に対しても、取組が急がれている。

さらに、平成6年には関西国際空港が開港し、平成7年11月にはAPEC大阪会議が予定されるなど、「世界都市・大阪」「環境都市・大阪」にふさわしいまちづくりを積極的に進めていくことが要請されている。

本府においては、人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造に向けて「大阪府環境基本条例」を平成6年3月に制定した。この条例の理念にのっとり、生活環境の保全是もとより、自然と共生する豊かな環境や文化と伝統の香り高い環境の創造、さらに、地球環境の保全に資する諸施策を総合的・計画的に推進し、府民、事業者、行政が一体となった環境にやさしい社会づくりを目指していく。

第1 環境施策の総合的・計画的推進

今日の環境問題は、地球規模の空間的な広がりとは将来世代にもわたる時間的な広がりを持っている。長期的な観点から、府民、事業者、行政が一体となって、広範な環境施策を推進していくためには、総合的・計画的な取組が必要である。

このため、「大阪府環境基本条例」に基づき、平成8年に策定した「大阪府新環境総合計画（NEW STEP 21）」を見直し、新たな環境総合計画を策定し、総合的・計画的な環境施策を推進する。

また、環境基本条例に基づき設置した「大阪府環境行政推進会議」を運営し、庁内機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を推進する。

さらに、府民、事業者、市町村等で構成する「豊かな環境づくり大阪府民会議」を運営し、豊かな環境の保全及び創造に向けた積極的な取組の展開を図っていく。

一方、経済活動の主要な担い手である事業者においては、地球環境の保全を視野に入れて、積極的に環境問題に取り組む姿勢が求められている。世界的には、国際標準化機構（ISO）が中心となって環境管理システム・環境監査等の規格化がすすめられているが、府においても、事業者自らが、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図り、事業活動が豊かな環境の保全及び創造に結びつくよう、「環境総括責任者」の設置を促進する。

また、府も事業者の面をもつことから平成7年3月に庁内に設置した環境総括責任者のもとで、府の事業活動に環境配慮への浸透を図る。

第2 環境影響評価の推進

府の環境影響評価制度は、「大阪府環境影響評価要綱」（昭和59年制定）に基づき、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業について実施し、府域の環境保全に一定の成果を挙げるとともに、制度と

しての定着をみているが、早い段階での環境影響評価、情報の公開や住民参加のあり方などについて、検討していくこととしている。

このため、環境影響評価の実施に必要な府域の環境関連情報を体系的に整備し、審査に必要なデータの収集、解析予測方法等の技術的事項について引き続き調査・研究を進める。また、環境影響評価制度についても、国の動向を見ながら、専門家等の意見を踏まえて、手続面、制度面等の検討を進める。

関西国際空港及びその関連事業については、環境面で地域住民の生活に支障が及ぶことのないよう、知事と泉州9市4町の長により構成している「関西国際空港環境監視機構」において、事業主体等が実施する環境監視データ等を収集、検討し、必要に応じて対策を要請・勧告する。

第3 環境教育・啓発の推進

今日の環境問題は、府民の日常生活や社会経済活動が環境負荷の要因となっており、府民のライフスタイルや社会経済システムを環境への配慮の観点から見直していくことが必要となっている。

府においては、府民の環境に対する理解と認識を深め、その自主的な活動を促進するため、「大阪府環境保全基金」（平成2年3月設立）の果実を活用して、これまで、教員向けの環境教育手引書の作成や親子の環境講座の開催など、多様な環境教育・啓発事業を実施してきた。今後とも府民各層に対して、幅広く環境教育・啓発事業を推進するため、市町村や民間団体等との連携をより一層図りながら、学校や地域などあらゆる場での環境教育・啓発事業を展開していくとともに、市町村における地域環境保全活動や民間団体への活動支援など、豊かな環境の保全と創造に資する府民の自主的な活動の推進施策の充実を図る。

第4 環境情報の提供

事業者、府民及び民間の団体等が、自主的に豊かな環境の保全及び創造に資する活動を実施していくためには、環境の状況、環境保全活動の事例など、環境情報が適切に提供されることが必要である。

このため、体系的な環境情報の整備を図るとともに、「環境白書」やパンフレット「おおさかの環境」等の刊行物の発行、環境情報表示盤（淀屋橋）の活用、大阪府環境情報コーナーにおける環境に関する情報の提供、相談指導等を行うなど、情報提供機能の充実を図る。

第5 調査研究の推進

環境の保全及び創造に関する施策を適切に策定し、実施していくためには、環境の状況の把握、将来予測など、科学的基礎となる必要な調査研究を行うことが必要である。

府においては、公害監視センター、公衆衛生研究所、産業技術総合研究所、農林技術センター、水産試験場、淡水魚試験場、府立大学等の府立の調査研究機関を中心として、広範な調査研究を実施してきたが、今後とも関係試験研究機関との連携を図りながら、新たな課題にも対応しつつ調査研究を推進する。

また、公害監視センターの機能を見直し、環境教育や開発途上国への技術移転などにも対応できる拠点施設として「環境科学センター（仮称）」の設置を目指し、計画を推進する。